

第 1 章 計画の概要

1 基本理念

わが国は、昭和22(1947)年5月3日に施行した日本国憲法において、すべての国民に対し、基本的人権の尊重をはじめ国民の生存権保障などをうたうとともに、同年に公布した児童福祉法では、「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成される」、また、「ひとしくその生活が保障され、愛護される」ことを基本理念として、国及び地方公共団体の責務を規定しています。

さらに、児童は、「人として尊ばれる」、「社会の一員として重んぜられる」、「よい環境の中で育てられる」として、昭和26(1951)年5月5日児童憲章が制定され、はや半世紀を経過しました。

この間、昭和34(1959)年には国際連合において児童権利宣言が公布され、そして平成6(1994)年、児童が、「その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」ことを認め、「社会において個人として生活するための十分な準備が整えられるべきである」ことを確認し、特に、平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従い育てられるべきであると、国際連合の「児童の権利に関する条約」はうたっています。

次代を担う子どもの育成に対する社会的努力が重ねられる中で、核家族化と少子化はますます進行し、児童に対する虐待問題等が増大するなど、子どもの育つ社会環境が大きく変わってきました。

こうした状況において、本行動計画を策定するに当たって、本町は、以下の諸点を基本認識として押え、すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成されるような社会を形成することを目指すものです。

1. 子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、次代の親づくりも含めた子育て支援のあり方を進めます。
2. すべての子どもと子育て家庭への支援を地域社会全体で進めます。
3. 地域の社会資源を有効かつ効果的に活用し、安心して子育て支援サービスの利用を進めます。

2 目的

この計画は、国が一昨年（平成15年7月）策定した次世代育成支援対策推進法を受け、本町における子育て支援に関する行動計画として策定するものであり、行政的、地域的な取組をはじめ、地域社会が父母等と協力して次代を担う子どもの健全育成を推進しようとするものです。

また、すでに進められている既存の子育て支援の取組と今後の課題について、総合的・体系的に推進し、より効果的な事業展開が図られるよう目指すものです。

したがって、本町の総合計画をはじめ、大阪府子ども総合プランや大阪府行動計画のほか、本計画の内容に関連するその他の計画（島本町健やか親子21計画、島本町母子家庭等自立促進計画、島本町障害者計画、島本町地域福祉計画、島本町男女共同参画社会を目指す計画、新島本町青少年健全育成計画、島本町住宅マスタープラン、島本町生涯学習推進基本構想・基本計画）との整合性を図り、本計画を推進します。

3 計画の期間等

先に公布された次世代育成支援対策推進法には、この行動計画は、平成17（2005）年度から5年を1期として策定することが規定されており、今回の計画は前期計画とします。

また、その後の5年を2期とすることもすでに規定されており、前期計画に係る見直しを平成21年度までに行い、後期計画を平成22（2010）年度からの5年間の計画期間とするもので、併せて、平成17（2005）年度からの10年間を計画期間とするものです。

ただし、社会情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、庁議において庁内関係部局間の政策調整を図るほか、関係課による計画推進委員会を設置し、関係各事業の取組状況やその進捗状況を明らかにするとともに、必要な協議・連携のもと計画全体を推進します。